

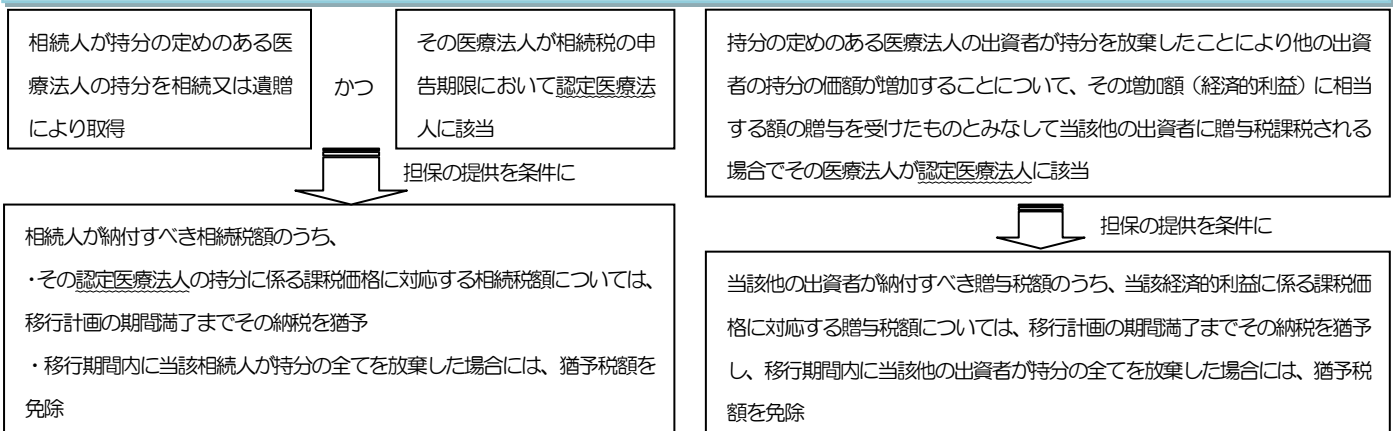
医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設

平成 26 年度の税制改正の内容について、昨年 12 月に自民党及び公明党にて決定後、閣議決定がなされました。そこで今回はそのうち、医療法人の相続税・贈与税の納税猶予等についてお伝えいたします。

1、概要

相続人が持分の定めのある医療法人の持分を相続又は遺贈により取得した場合、その法人が新たに法定される移行計画の認定を受けた医療法人であるときは、移行計画の期間満了まで相続税の納税を猶予し、持分を放棄した場合には、猶予税額を免除されます。また、出資者が持分を放棄したことにより他の出資者の持分が増加することで、贈与を受けたものとみなして当該他の出資者に贈与税が課される場合についても同様の取り扱いとされることとなります（認定制度の施行の日以後の相続等に適用。認定は制度の施行の日から3年以内。）。

2、内容



※認定医療法人…良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律に規定される移行計画（仮称）について、認定制度の施行の日から3年以内に厚生労働大臣の認定を受けた医療法人をいいます。

3、留意点

(1) 当該制度は、**移行後の医療法人が相続税法第 66 条第 4 項の相続税等の負担の不当減少についての判定要件を満たさない場合であっても適用を受けることができます。**ただし、当該制度はあくまで**相続人の相続税額又は他の出資者の贈与税額のうち一定額を猶予し免除するものであり、医療法人そのものの移行に係る贈与税額を猶予・免除する制度が新たに創設されるわけではありません。**したがって、当該制度を利用することにより**税務上の医療法人移行に係るメリットが生じるわけではなく、医療法人の移行期間中に余計な相続税額や贈与税額の納税負担が生じることを回避するためのセーフネット**として当該制度を捉えるべきであると思われます。

(2) 医療法人の出資者が医療法人の出資持分を相続したことにより相続税の納税義務が生じた場合、医療法人の出資持分は換金性に乏しく納税資金を工面することに苦慮するケースが生じます。このような場合に、例えばその相続人が医療法人に対し退社による持分の払戻を受けることにより、医療法人の資金繰りの悪化や他の残存出資者に余計な贈与税負担が生じることを回避するために当該制度が規定されることとなります。

(3) 移行後の医療法人が基金拠出型医療法人の場合、基金拠出部分は猶予税額を納付し、基金拠出以外の部分（放棄部分）は猶予税額を免除されるものと思われます。

(4) 上記のとおり、持分あり医療法人を持分なし医療法人へ移行させる場合、その医療法人に対する贈与税負担（相続税法 66 条 1④⑤）について慎重に検討する必要があるのは当該制度の施行後も変更はありません。

例えば、何らかの理由（例：医療法人に一時に多額の損金が生じた）により、今現在の持分あり医療法人の相続税評価額が相当低い金額であるが、医療法人の経営が調整であること等により将来における持分の相続発生時には相続税評価額が多額になる可能性が高く、現在移行した場合の医療法人の贈与税負担等と将来の相続税負担を勘案した結果、現在に贈与税を負担した方が税負担上有利である場合に移行することが考えられます。ただし、この場合も、税負担のみではなく、出資持分に相当する財産の最終的な回収方法や将来の医療法人の事業承継の方法等も勘案して移行を検討する必要があると思われます。

（担当：藤澤 文太）